

入札参加資格審査申請手続き見直しのお知らせ【建設工事】

<1 見直しの目的>

入札参加資格審査申請手続きについて、現在長崎市においては、事業者ごとに異なる決算日等を基準とした有効期限で名簿等を認定しており、毎年更新申請を必要とし年中申請を受け付ける「**随時申請受付**」としています。

国において、事業者や自治体の事務負担軽減のため、名簿有効期間を2年とし、決まった時期に申請を受け付ける「**定期受付**」への**全国共通化**が進められており、**長崎市においても、令和11年4月認定分（令和10年度受付）から「定期受付」に見直すこととしました。**

またこれに伴い、**総合数値（客観点+発注者別評価点）**の有効期間も2年とし、**発注者別評価の対象期間**についても、2年に1度の定期受付に併せて、**評価の対象とする期間を1年としていたものについては2年に拡張**するとともに、**評価の基準日**を、事業者ごとに異なる決算日等でなく、統一した**審査対象特定日**に見直すなど簡素化することとしました。

【見直しの主な効果】

○共通化や簡素化により、事業者にとって**わかりやすい制度**となる。

○更新申請の頻度が「毎年→2年に1度」となるため、事業者の**事務負担が軽減**される。

<2 見直し内容（建設工事）>

現行制度から、移行準備（経過措置）期間を経て、R11の定期受付を開始します。

項 目		現 行	R8～移行準備 （経過措置）	R11認定開始 （R10受付開始）
入 札 参 加 資 格 申 請 手 続	①受付方法	随時申請受付		定期受付 ＋随時受付(※)
	②受付期間	随時受付		【定期】 R10.10.2（月）～R10.11.30（木）（予定） 【随時】 R11.4.16（月）～R12.8.15（木）（予定）
	③認定日	受付週の翌々週の火曜日		【定期】 R11.4.1 【随時】 申請日(毎月15日〆切)の翌月1日※ 最短でR11.6.1
	④資格有効期間 （名簿有効期間）	経審審査基準日(決算日)から 2年（実質1年5月）	全事業者 期間延長	【定期】 R11.4.1～R13.3.31 (2年) 【随時】 認定日～R13.3.31（最長1年10月、最短7月）
	⑤入札参加資格（総合 数値含む）更新期限	経審審査基準日(決算日)から 1年7月（実質1年）	R11.3.31に 統一	④と同じ (2年)
	⑥経審有効期間	経審審査基準日(決算日)から 1年7月（実質1年） ※建設業法による	現行どおり	現行どおり
	⑦登録工種数	7工種まで (経審で技術者1人以上の工種登録可。原則5工種まで。 登録工種全てに完成工事高がある場合7工種まで)		上限なし (経審で技術者数0人の工種登録も可。 完成工事高が0の工種登録も可。)
経 審 (※)	申請時に提出する 経審の審査基準日 （決算日）	最新の経審審査基準日のもので 年中可能		【定期】 経審審査基準日 R9.7.1～R10.6.30指定 【随時】 申請の時期による ※ただし、名簿有効期間内の経審期限が切れる前に、随時 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下、「経審の結果通知書」という。）の写しの提出が必要

※経審＝経営事項審査

※新制度における「随時受付」は新規申請のみ。

<2 見直し内容（建設工事（発注者別評価））>

定期受付にかかる申請を2年に1度とすることに伴い、**発注者別評価の対象期間も2年に拡張**（③④⑤⑥）するなど見直します。
（名簿有効期間中は総合数値固定）

- 【経過措置】※1：新旧制度間でいずれの評価対象期間でも対象外となる場合、新制度にて評価する（①②④⑤⑥）
※2：新旧制度間で減点対象期間が重複する場合、不利益が生じないよう新制度では対象外（①）

発注者別評価		現 行	R8～移行準備（経過措置）	R11認定開始（R10受付開始）	
審査対象特定日				定期申請の 受付年度の10月31日	
評価項目 （評価対象期間）	①指名停止	決算日前 2 年間	【経過措置】 減点期間の延長なし	審査対象特定日の 属する年度の前 2 年度	【経過措置】 ※1※2
	②工事成績				【経過措置】 ※1
	③障害者就労施設等 からの物品等調達	申請月の前月末日以前 1 年 間			【要件変更】 年20万円調達 →2年40万円
	④優秀工事表彰 ⑤災害表彰 ⑥防災協定	決算日前 1 年間	現点数のままR11.3.31まで 延長	審査対象特定日が属 する年度及びその前 年度(2 年度分)	【経過措置】 ※1
	⑦障害者雇用	認定年の前年6/1（国報告 日）（入札参加資格申請と 別時期に毎年申請）		審査対象特定日が属する年度の 6/1（入札参加資格申請時に併せて申請）	
	⑧建設労働災害防止協会 ⑨一般事業主行動計画 ⑩消防団活動への協力 ⑪地域貢献	入札参加資格の 認定日時点		審査対象特定日時点	
	⑫技術職員数	経営事項審査の 審査基準日時点		現行どおり	

<3 事業者様の手続きについて（建設工事）>

1 入札参加資格申請の受付及び認定時期の変更（令和10年度受付開始）

（現在）随時申請受付

○事業者の決算日等ごとに更新申請の受付・認定時期、名簿有効期限・入札参加資格更新期限が異なる。

●名簿有効期限（決算日等から2年）と入札参加資格更新期限（決算日等から1年7月）が異なる。

移行準備

○全事業者同じ名簿有効期限
（令和11年3月31日）に統一

●名簿有効期限と入札参加資格更新期限を統一

（変更後）定期受付

○申請の受付・認定時期を統一

・全事業者同時期に一斉に更新申請を受付
→令和10年10月～11月受付（予定）

・全事業者同じ名簿有効期限・認定日
→令和11年4月1日認定

（名簿有効期限：令和13年3月31日）
・認定された総合数値、登録工種は名簿有効期限まで固定

2 移行準備について

認定後の入札参加資格更新期限が令和9年10月31日以降になる事業者について、通常の更新申請により、本市で名簿有効期限（入札参加資格更新期限）を令和11年3月31日※に統一して認定します。

※定期申請により認定する有効期間開始日（R11.4.1）の前日

3

定期受付開始までの移行準備の例

具体例は別紙参照

対象者	(例) 経審 審査基準日	認定後の通常の 有効期限	更新 認定後の通常の 有効期限	移行準備として 統一した 有効期限	定期受付	
					受付時期	認定時期
【例1】 アの認定時に 有効期限の延長の 対象となる事業者	R8.4.1 ～ R9.3.31	R9.10.31 ～ R10.10.30	手続き無し (市で延長して認定)	R11.3.31 ※総合数値は延 長前の有効期限 (経審)で認定され たもので固定	R10.10月 ～11月 (予定)	R11.4.1 (名簿有効期限 R13.3.31) ※総合数値、登録 工種は名簿有効期 限まで固定
【例2】 イの認定時に 有効期限の延長の 対象となる事業者	～R8.3.31	～R9.10.30	～R10.10.30 (市で延長して認定)			

※認定後の有効期限が令和9年10月30日以前の事業者はイの現行の更新申請が必要です。

※有効期限の切れ目なく認定を受けるには、令和10年10～11月（予定）の定期受付期間にウの更新申請が必要です。（申請の手引き等については、令和10年6月頃にホームページに掲載します。）

定期受付による認定においては、総合数値算定のもととなる経審審査基準日の範囲を固定（R10.10月～11月定期受付の経審審査基準日の場合：R9.7.1～R10.6.30）し、発注者別評価の対象となる期間も変更になります。

4 注意事項

1. 提出が必要な書類について

(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

提出

これまで同様、毎年経審を受審し、経審の有効期限（経審基準日から1年7月）が切れる前に、最新の経審の結果通知書の写しを本市へご提出ください。提出がない場合、入札に参加できなくなります。（提出方法は、ホームページで後日お知らせします。）

ただし、最新の経審の結果通知書の写しの提出に伴う再認定は行いません（地域区分の変更や合併等の場合を除く）。

(2) 建設業許可通知書の写し

これまで同様、許可期限が切れる前に最新の建設業許可通知書の写しを本市へご提出ください。

2. 工種の追加登録について

令和11年度以降、名簿有効期間中の工種追加登録の申請ができなくなります。

定期受付又は随時受付（新規申請）の際は、入札参加を希望する工種の申請漏れがないようご注意ください。

3. 定期受付の受付期間について

定期受付期間(令和10年10～11月(予定))に申請されなかった場合、随時受付（令和11年4月16日(予定)以降）での申請となり、認定日が最短でも令和11年6月1日となってしまいますので、切れ目なく認定を受けるために、定期受付は忘れなく申請してください。

【問い合わせ先】 長崎市契約検査課 総務係
(電話番号) 095-829-1160